

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年10月11日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府は、ワクチン接種促進等のため、10月9日から10月25日まで、国内制限措置の一部を試験的に緩和し、ワクチン接種者のみが入店できる「免疫者のみ」タイプの屋内の飲食店やバー、クラブ等における制限緩和の試験的实施につき、官報にて次のとおり詳細を発表しました。

1 レストラン、カフェ等の飲食店

●屋内

- ・引き続き「免疫者のみ」タイプのみ営業可。
- ・従来の措置(定員制限、1テーブルあたりの客数制限、テーブル同士の間隔、立食禁止)が解除。引き続き、入店時の証明書の提示は必要。

●屋外

- ・「免疫者のみ」タイプでない場合は、従来の措置(1テーブルあたりの客数10人まで、テーブル同士の間隔0.9m-1.8m以上、立食禁止)を継続。引き続き、入店時の証明書の提示は不要。
- ※屋外の宴会場(ケータリングを含む)では、300人までの人数制限が継続されます。

2 娯楽施設(バー、クラブ等、劇場、映画館等)

(1)バー、クラブ等(屋内・屋外)

- ・引き続き、屋内・屋外ともに「免疫者のみ」タイプのみ営業可。
- ・従来の措置(定員制限、1テーブルの客数制限、テーブル同士の間隔、立食禁止)が解除。引き続き、入店時の証明書の提示は必要。
- ※ライブ音楽の演奏は可能ですが、演奏者と客の接触は禁止です。

(2)劇場、映画館等

●屋内

- ・引き続き「免疫者のみ」タイプと「免疫者と非免疫者の混合」タイプあり。
- ・「免疫者のみ」タイプの場合は、従来の措置(定員制限、1テーブルの客数制限、テーブル同士の間隔、立食禁止、観客間に空席を設ける義務、休憩時間禁止)が解除。引き続き入店時の証明書の提示は必要。

※「免疫者と非免疫者の混合」タイプの場合は、引き続き従来の措置が継続されます。

●屋外

・「免疫者のみ」タイプでない場合は、従来の措置（定員制限50-85%、1テーブルあたりの客数10人まで、テーブル同士の間隔0.9m-1.8m以上、立食禁止、観客間に空席を設ける義務、休憩時間禁止）を継続。引き続き入店時の証明書の提示は不要。

3 なお、先日の保健省の発表のとおり、10月9日から一部地域（ペラ郡、ピエリア郡、イマシア郡、カバラ郡、カストリア郡、ドラマ郡、クサンシ郡、テサロニキ郡、ラリサ郡、ハルキディキ郡、キルクス郡）に課されていた追加制限措置（ミニロックダウン）は解除され、これにより、当該地域での深夜の外出禁止、深夜店舗の営業禁止、飲食店内等での音楽禁止の制限は解除されました。

■ 「制限措置の一覧」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20211011_kokunai.pdf

※国内航空便、フェリーをご利用の際は、必要書類が流動的で分かりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については運航会社にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp